

施設整備にあたっての補助制度（令和7年11月現在）

区は、事業者が保育所施設を整備・運営する際の経済的負担を緩和するため、次に掲げる補助金等により、保育施設の整備費用等の一部を補助します。

こちらに記載されている内容は、令和7年11月現在のものになります。
今後、国及び都の補助内容に連動して、変更を行う予定ですので、ご承知おきください。

1 整備費補助（内装改修）

世田谷区認可保育所設置促進・サービス向上支援事業補助金・・・・・・2

2 賃料補助（開園前）

世田谷区賃借物件による保育所の開設前賃借料補助金・・・・・・・・3

変更履歴

令和8年1月15日：P4 開園後の賃料補助（都緊急対策）について追記

1 整備費補助（内装改修）

世田谷区認可保育所設置促進・サービス向上支援事業補助金

1 補助の対象事業

賃借する施設を用いた認可保育所を整備する事業

※対象は単年度事業のみとなります。工事請負契約、実施設計契約、設計監理業務委託契約について、契約行為から履行完了が2カ年度にわたるものは、補助対象になりません。

2 補助の対象経費

改修費等（工事費／需要費／役務費／開設準備費）

※工事費：設計料（基本設計に係るものを除く）を含む改修工事費等に限ります。

※開設準備費：保育施設の開設準備に必要な費用（工事費の対象とならない備品類の購入費、職員研修の実施に要する費用等）

※次の経費は補助の対象となりません。

土地の買収、整地に関する費用／職員の宿舎に要する費用／外構工事に要する費用／その他、区長が整備費として適当と認めない費用

3 補助額

次の①補助対象経費と②補助基準額を比較し、いずれか少ない額に補助率7/8を乗じた額の範囲内の額

※都が制定する「待機児童解消区市町村支援事業補助要綱」を見込んでの補助額となります。今後の補助制度の動向によっては補助率等が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

①補助対象経費 上記2に掲げる経費の合計額

②補助基準額 下記の額

| 定員（人） | 補助基準額（千円） |
|-------|-----------|
| ～20 | 141,750 |
| 21～30 | 148,500 |
| 31～40 | 172,650 |
| 41～70 | 196,950 |

算出例（定員20人・補助率7/8の場合）

補助対象経費：80,000千円（工事費75,000千円+開設準備費5,000千円）
補助基準額：141,750千円（上記参照）

補助対象経費の方が少ないため、補助対象経費により算出する。

補助額：80,000千円×7/8=70,000千円の範囲内の額
(千円未満の端数は事業者負担)

4 手続きと交付の時期（予定）

（令和9年4月開園）

令和9年2～3月 区へ交付申請・交付決定・請求

※交付申請から、補助金着金まで約2カ月を要します。

6月 区への実績報告

(2) **賃料補助（開園前）**

世田谷区賃借物件による保育所の開設前賃借料補助金

1 補助の対象事業

認可保育所整備・運営事業者募集要項（提案型）による整備・運営事業者として決定を受けた事業者が、区内に存する建物について賃貸借契約を締結し、保育所を整備する事業

※賃貸借契約は、次に定める要件を満たすものでなければなりません。

- ①平成28年4月1日以後に締結したものであること。
- ②利益相反関係にある当事者間におけるものでないこと。
- ③賃貸借の期間が10年以上であること。

2 補助の対象経費

内装工事等の着工日から当該保育所の開設日の前日（年度末日を限度とする）までの期間に係る、貸主に対して支払う礼金及び賃借料（保証金、敷金、共益費等を除く）。

※次の賃料等は補助対象となりません。

- ①地域の水準に照らして適正な額を超える賃料等
- ②整備・運営事業者とする旨の決定を受けた日より前の期間の賃料等
- ③その他、区長が補助対象経費とする賃料等として適当でないと認めたもの。

3 補助額

補助対象経費の実支出額と補助基準額41,000千円とを比較し、いざれか少ない額に補助率7/8を乗じて得た額（千円未満の端数は事業者負担）

4 手続きと交付の時期（予定）

(令和9年4月開園)

令和9年2～3月 区へ交付申請・交付決定・請求

※交付申請から、補助金着金まで約2ヵ月を要します。

6月 区への実績報告

5 その他

東京都が「賃借物件による保育所の開設準備経費補助要綱」を制定しない場合、別要綱により補助をすることを予定しています。

(参考)

賃料補助（開園後） 世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱による助成

《賃借料加算（事業者提案）》

1 補助の対象経費 開園後最大20年間の賃料

2 補助条件

- ①開設年度の翌年度以降は、処遇改善等加算の基本分が6%以上であること。
- ②建物賃貸借契約に係る期間が10年（定員45名以上の場合は20年）以上であること。

3 補助額

補助基準額

定員45名未満の場合 定員×8×47,200円（年額）

定員45名以上の場合 定員×10×14,000円（年額）

定員区分に応じ以下の控除額を控除します。

| 定員区分（本園） | 控除額（年額） |
|----------|------------|
| 20人～30人 | 2,406,000円 |
| 31人～44人 | 2,789,000円 |
| 45人～59人 | 3,024,000円 |
| 60人～89人 | 3,528,000円 |

公定価格の賃借料加算の適用がある場合は、さらに公定価格の賃借料加算の額を控除します。

＜例 賃料年額10,000,000円 定員20人の場合＞

| | |
|---|--|
| 補助基準額 7,552,000円 (20人×8m ² ×47,200円) | 補助対象外 2,448,000円 (10,000,000円－ 7,552,000円) |
| 補助額 5,146,000円 ※公定価格の賃借料加算を含めた額 | 事業者負担 4,854,000円 |

《賃借料加算（都緊急対策）》

1 補助の対象経費

開設5年目までの建物の賃料等

ただし、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超える場合は6年目以降も対象となる。

2 補助条件

- ①公定価格の賃借料加算の適用があること。
- ②民間の建物賃貸借契約であること。

3 補助額

5年目まで

（上限額4,500万円－公定価格の賃借料加算の額）の8分の7
(賃借料－公定価格の賃借料加算の額)の8分の7

のいずれか低い額
6年目以降も対象となる場合

(上限額 2,200 万円 - 公定価格の賃借料加算の額) の 4 分の 3
(賃 借 料 - 公定価格の賃借料加算の額) の 4 分の 3
のいずれか低い額

※賃借料加算「事業者提案」と「都緊急対策」の2つの加算を同時に適用することはできません。
※「都緊急対策」は国及び東京都の補助制度を活用しています。国及び東京都による制度変更があった場合に補助内容が変更となる可能性があります。